

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	木村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	地方自治法第202条の3に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成25年10月1日～平成28年9月30日]						
内容	<p>民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <p>ア 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]）</p> <p>イ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] 審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの 常勤の被雇用者 現住所在住3年未満の者 担当区域（隣接区域を含む）外居住者 元民生委員 民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） 活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）</p>						
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	263	263	441	263	263	422	263	
決算額（26年度は見込み）	146	1	330	181	130	422	263	
人件費等	3,388	3,258	3,174	3,237	1,239	2,495		
減価償却費			1,453	1,400	484	1,014		
【事務分担量】（%）	40	40	50	45	15	30		
合計（+ +）	3,534	3,259	4,957	4,818	1,853	3,931	263	
特定財源								
国								
都	民生委員推薦会費都負担金	146	0	300	180	129	421	246
その他								
一般財源	3,388	3,259	4,657	4,638	1,724	3,510	17	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
開催回数	2回	0回	5回	3回	2回	6回	3回	
委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
民生委員・児童委員定数（年度末）	198	198	200	200	200	200	200	
主任児童委員定数（年度末）	14	14	15	15	15	15	15	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	124	報酬	委員報酬	401	報酬	委員報酬	249
食料費	当日賄い	4	需用費	当日賄い	12	需用費	当日賄い	7
役務費	郵便料	2	使用料等	使用料及び賃借料	5	使用料等	使用料及び賃借料	3
	使用料及び賃借料 会場使用料		役務費	郵便料	4	役務費	郵便料	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	民生委員推薦会開催数	3	2	6	3	3	19年度、22年度、25年度は一斉改選
	委員現員数（年度末）	199(15)	200(15)	200(15)	200(15)	200(15)	民生・児童委員数(主任児童委員数)
	充足率	100	100	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題 分析）	<p>近年、高齢者の孤独死や自殺者の増加、児童や高齢者への虐待などが増加し、地域における民生委員の役割への期待が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。</p> <p>また昨年、民生委員法改正により民生委員の毎月委嘱が可能になったことにより、今後は民生委員推薦会の開催増加や委嘱事務の煩雑化が見込まれる。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。</p>	<p>従来の候補者の確保は前任の委員に探してもらうことが基本だが、地域福祉に関心のある住民への行政からのアプローチ等を検討する。</p>
<p>民生委員推薦会の開催の増加が見込まれるため、一度の開催につきより多くの候補者の審議が出来るように、推薦会の開催が決まった際には他の欠員のある地区へ呼びかけをする。</p>	<p>民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、民生委員の業務量の適正化を検討する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議 会 要 旨 状	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
-----------------------	------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	中村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	民生委員・児童委員協議会の行う事業に対し、補助金の交付やその活動への支援を適切に行うことにより、区民が効果的な社会福祉サービスに結び付きやすい環境を整える。						
対象者等	民生委員・児童委員：定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）						
内容	<p>【活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担】</p> <p>民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対し、活動のための交通費等の活動費を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して適切な補助を行う。</p> <p>【協議会の主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員同士での意見交換・情報共有を行う。 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。 						
経過	民生委員・児童委員数は、平成26年6月1日現在で210名（南千住東地区23名、南千住西地区：28名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区26名、西尾久地区25名、日暮里地区44名）。民生・児童委員協力員数は6名（南千住西地区1名、荒川地区3名、西尾久地区2名）。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。						
必要性	民生委員・児童委員、民生・児童委員協力員が、職務を遂行するために必要な交通費や通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	33,392	33,381	34,571	34,534	33,968	35,065	34,170	
決算額（26年度は見込み）	31,985	32,328	32,992	32,783	33,413	34,144	34,170	
人件費等	8,470	8,144	9,836	9,710	7,848	13,307		
減価償却費			4,068	1,400	3,066	5,408		
【事務分担量】（%）	100	100	140	135	95	160		
合計（+ +）	40,455	40,472	46,896	43,893	44,327	52,859	34,170	
特定財源								
国								
都	民生委員・児童委員費都負担金	23,209	23,319	23,898	23,555	23,750	23,478	
その他								
一般財源		17,246	17,153	22,998	20,338	20,577	10,692	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	212	212	215	215	215	215	
	協力員定数（年度末）	18	18	21	21	21	21	
	民生委員協議会開催日数	46	46	48	53	53	53	
	相談・支援件数（延べ）	3545	3191	3326	3327	3725	3053	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	30,004	報償費	活動費	30,104	報償費	活動費	30,342
負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	2,951	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,001	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,219
食糧費	民生委員協議会賄い	109	需用費	民生委員協議会賄い等	856	需用費	民生委員協議会賄い等	352
一般需用費	名簿貼り込みシール印刷ほか	171	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	165
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	113	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	50	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	76
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	58	役務費	感謝状筆耕委託料、ボランティア活動保険料	12	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	16
職員旅費	管外研修職員随行旅費	7	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	12			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	民生委員・児童委員定数	215	215	215	215	215	
	民生委員協議会出席率	0.918	0.92	0.92	0.95	0.96	出席委員数÷委員現数
	ひと声運動対象者のべ人数	7491	7845	8302	8500	8600	

（問題点・課題分析）	高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等、地域の身近な「相談相手」で、専門機関への「つなぎ役」である民生委員・児童委員の活動領域は拡大している。民生委員・児童委員活動の重要度が増しているなか、委員への負担も大きなものとなってきている。民生委員・児童委員の活動のPRを含め、委員1人ひとりへの適切な支援が求められている。
	（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	一斉改選後の新体制で迎える新たな年度であるため、各地区民児協への支援、委員1人ひとりのサポートを適切に行う。	民生委員・児童委員の日活動強化週間を含め、民生委員・児童委員活動についてのPR活動の機会・内容を充実させる。
	民生委員・児童委員活動が円滑に行えるように、パネル展示や民生委員による声掛けの機会を充実し、区民に荒川区民生委員・児童委員協議会の活動を広く周知する。	引き続き、荒川区民生委員・児童委員協議会の活動について、広く周知活動を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会議決要旨	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	生業資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠法令等	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	一般金融機関などから融資を受けることが困難な区民に対し、独立した生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。						
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てていて、1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。						
内容	<p>【貸付要件】 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、直ちに開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること</p> <p>【限度額】200万円【利率】年1.00%【返還方法】元利均等月賦償還(54回払い)5年以内（据置期間6ヶ月含む）【延滞金】延滞元利金につき10.95%【審査員メンバー】福祉部長・福祉推進課長・生活福祉課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p> <p>【滞納整理】平成22年度荒川区債権管理条例の制定に伴い貸付台帳の整理・調査</p> <p>【不納欠損】債権放棄5件・時効の援用9件（25年度）</p>						
経過	<p>東京都より移管 昭和40年4月1日</p> <p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度120万円 150万円 3年度から200万円</p> <p>貸付相談回数 平成9年度126回 12年度45回 16年度13回 19年度5回 20年度2回</p> <p>貸付件数 平成9年度2件 10年度1件 12年度1件 13年度1件 その後貸付実績なし</p> <p>年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定</p> <p>平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月4日～12月20日）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p> <p>平成25年4月 生業資金貸付条例を廃止し、滞納整理業務のみ行う。</p>						
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低く、現在滞納整理業務のみ。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現在は、荒川区債権管理条例の制定に伴い、支払の意思確認調査と現在状況調査を実施し、滞納整理に努めている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	24	24	960	53	27			
決算額（26年度は見込み）	6	5	922	12	16			
人件費等	2,541	2,443	4,360	2,117	2,478	832		
減価償却費			1,453	778	968	338		
【事務分担量】（%）	30	30	50	25	30	10		
合計（+ +）	2,547	2,448	6,735	2,907	3,462	1,170	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
貸付金返還金等	159	257	1,373	217	542			
一般財源	2,388	2,191	5,362	2,690	2,920	1,170	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
貸付件数	0	0	0	0	0			
相談件数（各年度末現在）	0	0	0	0	0			
貸付残高件数（各年度末現在）	188	188	134	51	32	14		
貸付残高金額（各年度末現在）	81128	80824	55009	26555	17421	7089		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	納付書	11						
職員旅費	実態調査・債権管理	0						
役務費	現況調査票等送付用	1						
	調査・意思確認書送付用ほか	4						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	意思確認書回答率（％）	8	43	22	24	40	回答数(2件)/送付件数(9件)
	債務者数	51	32	14	13	10	
	返還金（千円）	285	200	210	200	200	

（問題点・課題） （指標分析）	25年度貸付金返還金・210,500円 返還者7人 毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について不納欠損処理（債権放棄2,359,400円・5件、時効援用7,245,400円・9件）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っている。 類似事業として、「中小企業融資」（区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成）や「社会福祉協議会の生業資金貸付」があり、貸付額が多く、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。
	（他区の実況） （実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 実施：葛飾区。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野、21年度中央・世田谷、23年度杉並、24年度足立区、25年度荒川区の22区である。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	時効対象にならないものへの督促の強化	時効対象にならない者へ督促を強化する
	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効対象となった者へ意思確認書を送付する
	滞納整理の強化	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

（議会要旨） （質問状）	25年1定・生業資金貸付条例を廃止（平成25年4月1日施行予定）
-----------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	応急資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	金田	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	貸付金					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。						
内容	<p>【資格要件】・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。）</p> <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】 60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)・生活必需品(食料等)の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄1件・時効の援用9件(25年度)</p>						
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託(8月~12月)により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施(債権放棄・時効の援用)</p>						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 連帯保証人が必要 【要件】東京都等の指定区域内に一年前から住所を有し、住民税・国民健康保険料の完納、一定の職業を有し独立の生計を営み保証能力が十分と認められること、等の要件が必要						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,047	2,047	5,537	1,593	1,276	900
決算額(26年度は見込み)		878	1,222	3,457	254	319	0	900
人件費等		3,388	3,258	436	2,964	2,478	1,663	
減価償却費				145	1,089	968	676	
【事務分担量】(%)		40	40	5	35	30	20	
合計(+ +)		4,266	4,480	4,038	4,307	3,765	2,339	900
特定財源	国							
	都							
	その他	貸付金返還金等	1,525	1,020	218	265	768	781
一般財源		2,741	3,460	3,820	4,042	2,997	1,558	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	貸付件数 一般	5	4	0	1	1	0	
	貸付件数 特認	0	1	0	0	0	0	
	貸付残高件数(各年度末現在)	639	639	449	160	84	69	
	貸付残高金額(各年度末現在)	53320	53069	40878	20786	13677	12041	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金	一般貸付・特認貸付	300	貸付金		0	貸付金		900
職員旅費								
一般需用費								
役務費	現況調査等郵送料	8						
	調査・意思確認書送付用ほか	11						
委託料								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	意思確認書回答率（％）	13	9	14	12	40	回答数（2件）/送付件数（14件）
	債務者数	160	84	70	60	50	
	返還金	595	877	602	600	650	

（問題点・課題分析）	25年度貸付金返還金・現年度分180,000円 過年度分421,800円 現年度分返還者1人 過年度分返還者13人 毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。 税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が25年度はゼロ。 緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、廃止の検討必要。
	（他区の実況） （実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾 文京区20年度より廃止

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	時効対象にならないものへの督促の強化	まだ時効の対象にならない者への督促の強化
	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効の対象になった者への意思確認書の送付
	滞納整理の強化	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で継続する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本		
		担当者名	金田	内線	2615		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-07-01	行旅死亡人等取扱費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条			
終期設定	有 無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>						
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p>						
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い</p> <p>行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い</p> <p>身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生後必要があれば救護。費用は扶養義務者の負担。 <行旅死亡人等> 発生後、遺体引取り埋火葬する。遺骨等保管。費用は相続人の負担。 とともに弁償が得られない時は都へ請求。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		1,992	2,090	2,102	1,803	2,184	2,955	1,502
決算額（26年度は見込み）		581	1,450	1,012	756	1,896	2,509	1,502	
人件費等		847	814	4,796	5,081	5,783	4,990		
減価償却費				1,598	1,866	2,259	2,028		
【事務分担量】（%）		10	10	55	60	70	60		
合計（+ +）		1,428	2,264	7,406	7,703	9,938	9,527	1,502	
特定財源	国								
	都	行旅病死亡人取扱費都負担金	710	881	629	363	284	360	1,502
	その他								
	一般財源	718	1,383	6,777	7,340	9,654	9,167	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	【取扱件数】								
	官報掲載	4	0	1	0	1	2	2	
	行旅死亡人	5	15	13	14	19	19	17	
	行旅病人	0	0	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料	13	委託料	埋火葬委託料	2,491	委託料	埋火葬委託料	1,200
委託料	埋火葬委託料	1,883	役務費	官報掲載料	18	役務費	官報掲載料	25
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	277
	医療費	0						
	日用品費	0						
	被服費	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	行旅病人	0	0	0	0	0	
	行旅死亡人等	14	19	19	17	18	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。	遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。
戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。
近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議（要旨）	況（要旨）	問（要旨）	状（要旨）
-------	-------	-------	-------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	遺族会補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	中村	内線	2616	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-09-02	遺族会補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠法令等	荒川区遺族会補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進を図る。						
対象者等	荒川区遺族会会員182名（H26.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。						
内容	【補助対象事業】 (1)戦没者遺族間の交流及び情報交換に関する事。 (2)戦没者遺族への援護情報等の周知に関する事。 (3)戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関する事。 (4)全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関する事。 (5)戦没者遺族団体との連絡調整に関する事。 (6)遺族会の運営に必要な事務に関する事。 【平成25年度主要事業】 ・荒川区戦没者追悼式 平成25年10月24日 サンパール荒川小ホール 参加者59名 ・都内巡拝 平成25年12月4日 靖国神社、遊就館 ・追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円						
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	247	247	247	247	247	247	247	
決算額（26年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
人件費等	0	2,443	2,163	847	2,065	832		
減価償却費			1,017	311	807	338		
【事務分担量】（%）	0	30	35	10	25	10		
合計（+ +）	247	2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	247	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	247	2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	247	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
会員数（1月1日現在、人）	248	237	220	207	195	184		
追悼式参加数（人）	101	74	77	77	60	59		
都内巡拝（人）	14	10	11	14	9	9		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	会員数（1月1日現在）	207	195	184	182	180	会員の高齢化により減少
	追悼式参加数	77	60	59	60	60	会員の高齢化により減少
	都内巡拝参加数	14	9	9	9	10	会員の高齢化により減少

問題点・課題 （指標分析）	会員の高齢化によって退会者の増加や理事のなり手不足が生じている。会員の世代交代、新規加入者の増加の見込みが少ない。
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	戦後70周年事業に向け、会員に対し理事就任への呼びかけを行い、組織体制を整える。	追悼式や慰霊巡拝等、遺族会の事業について区民に周知し、事業への参加人数を維持する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加者数が減少しているが、現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本		
		担当者名	田口	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-09-01	社会福祉協議会補助					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）						
内容	下記の9事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 社会福祉協議会事務局職員人件費(常勤8名分) ボランティア活動推進事業費...機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座の事業経費の一部補助 ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分) 地域コーディネーター人件費(非常勤1名分) 重度心身障害者(児)レクリエーション事業...会食を実施。経費を一部補助 長寿慶祝の会事業...敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 福祉サービスあんしんサポート事業...福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費(常勤1名、非常勤3名)の一部補助 在宅福祉サービス事業...職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス(にこにこサービス)を提供するための管理運営費、事業経費及び人件費(常勤2名、非常勤6名)の一部補助 福祉のしごとフェア事業...福祉の仕事に関する就職面接・相談会の事業経費を一部補助						
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い、事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費の増設。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始						
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	122,062	124,839	130,934	134,288	130,672	134,231	135,271	
決算額（26年度は見込み）	115,251	117,355	126,127	129,663	124,096	130,735	135,271	
人件費等	5,082	4,887	6,104	5,928	4,957	416		
減価償却費			2,034	2,177	1,936	169		
【事務分担量】（%）	60	60	70	70	60	5		
合計（+ +）	120,333	122,242	134,265	137,768	130,989	131,320	135,271	
特定財源								
国								
都	地域福祉推進都包括補助金等	2,349	2,362	7,383	8,620	7,270	7,195	
その他								
一般財源								
		117,984	119,880	126,882	129,148	123,719	124,125	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	個人会員数	4135	4052	3886	3753	3646	3506	3829
	団体会員数	143	156	157	153	147	143	157
	ボランティア登録者数	1574	1992	2031	1904	1890	1826	1949

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	社協職員人件費	59,809	負担金補助等	社協職員人件費	64,700	負担金補助等	社協職員人件費	64,715
	ボランティア活動推進事業事業・人件費	6,795		ボランティア活動推進事業事業・人件費	10,730		ボランティア活動推進事業事業費・人件費	12,385
	地域コーディネーター人件費	2,744		地域コーディネーター人件費	2,459		地域コーディネーター人件費	2,686
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,073		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,186		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,260
	長寿慶祝の会事業	4,409		長寿慶祝の会事業	4,149		長寿慶祝の会事業	4,687
	福祉サービスあんしんサポート事業	14,671		福祉サービスあんしんサポート事業	14,255		福祉サービスあんしんサポート事業	15,070
	在宅福祉サービス事業費等	34,595		在宅福祉サービス事業費等	33,256		在宅福祉サービス事業費等	34,468

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	3753	3646	3506	4080	3829	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	ボランティア登録者数	1904	1890	1826	1949	1879	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	1229	1232	1286	1184	1309	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討する必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講談で聞くわかりやすい説明会等を開催し、相談件数等も増加した。今後も引き続き成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について検討していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 18区（平成26年5月）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
25年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。	26年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。	引き続き法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

議会議案 （要旨） 状況	
--------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	2,132	光熱水費	電気	2,432	光熱水費	電気	2,392
	ガス	19		ガス	16		ガス	20
	水道	225		水道	242		水道	230
一般需用費	家屋等修繕費	198	一般需用費	家屋等修繕費	130	一般需用費	家屋等修繕費	704
委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	804
	その他保守点検業務	201		その他保守点検業務	394		その他保守点検業務	228
	樹木剪定等	52		樹木剪定等	148		樹木剪定等	103

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	1㎡管理コスト	3600	4394	5045	5457		821.1㎡
	修繕実績（件）	0	2	1			家屋等修繕費執行件数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生する可能性がある。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整等が必要である。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を引き続き行っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	平成23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本		
		担当者名	廣重	内線	2612		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	15年度	根拠法令等	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱等		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。						
対象者等	区立施設：区立22施設（高齢・障害分野）対象。 民間立施設：都で第三者評価の受審を義務付けられている地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型）を提供する事業所に対し、受審費の補助を実施。						
内容	1 評価の実施方法 （1）事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。 （2）利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。						
	2 評価結果の公表 都評価対象サービスを実施している施設の第三者評価の評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。公表内容は、事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメント等（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。						
経過	平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した） 平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。 ～18年度（在宅高齢者通所サービスセンター6か所、障がい者関係施設7か所、認可保育所19園） 民間立施設では、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所7園で受審した。 平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスを実施している施設については第三者評価を、都評価対象外サービスを実施している施設については区独自の利用者調査を、3年間の指定管理施設で2年目、5年間の指定管理施設で2年目と4年目に評価を受審。次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 ～26年度 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。						
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審。民間立施設のうち、地域密着型サービスを提供する介護事業所及び認証保育所に対して受審費用を補助（400千円を上限）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	4,800	3,499	10,400	4,000	11,720	11,688	12,400	
決算額（26年度は見込み）	4,472	3,209	8,739	2,855	7,608	6,787	12,400	
人件費等	1,694	1,629	1,744	1,694	1,652	2,495		
減価償却費			581	622	645	1,014		
【事務分担量】（%）	20	20	20	20	20	30		
合計（+ +）	6,166	4,838	11,064	5,171	9,905	10,296	12,400	
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	
	都	3,132	3,035	6,800	2,855	5,480	5,823	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	3,034	1,803	4,264	2,316	4,425	4,473	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	区立高齢者関係施設 受審数	6	0	12	0	8	6	0
	区立障がい者関係施設 受審数	2	1	6	0	6	2	0
	区立児童関係施設 受審数	-	-	-	-	-	-	-
	民間立施設 補助金交付件数	5	8	8	8	9	14	31

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区立施設14か所	4,256	委託料	区立施設8か所	1,928	委託料		0
負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH8か所	3,016	負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH10か所	3,596	負担金補助 及び交付金	認知症高齢者GH16か所	6,400
	小規模多機能型1か所	336		小規模多機能型3か所	963		小規模多機能型13か所	5,200
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	300		定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所	800

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	-	14	8	0		評価を受審した施設の数
	評価受審施設数 (民間立施設)	8	9	14	31		評価を受審した民間立施設への補助金交付件数

問題点・課題 (指標分析)	・地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し、評価受審を促していく。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 福祉サービス第三者評価のうち認知症高齢者グループホームは22区で実施、小規模多機能型居宅介護は21区で実施（平成25年度 東京都福祉サービス第三者評価実績）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。	第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会 (要旨) 質問状	平成16年4定 平成15年2定	介護事業者の実態調査について 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
-------------------	--------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費						一般需用費	消耗品購入費	21
役務費						役務費	はがき受取人払	8
委託料						委託料	策定支援委託	3,004
							区報特集号	710
							新聞折込委託	498
							声の区報作成委託	36
							封入配布委託	2

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	日常生活圏域ニーズ調査 (対象者数：人)	-	-	25396	-	-	
	" (有効回収数：人)	-	-	16009	-	-	
	" (有効回収率：%)	-	-	63.0	-	-	

問題点・課題 (指標分析)	区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進，生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。
	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を実施するとともに、必要な施策について全庁的な検討を行う。	第6期荒川区高齢者プランを推進し、進行管理等を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	平成26年度は、各種調査・分析等を実施し、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度：計画策定は3年に1度）の策定を行う。平成27年度は第6期荒川区高齢者プランを推進していく。

議会 (要旨) 状況	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について 平成23年二定 高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉避難所整備事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山本	
			担当者名	嶋林	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-24-01	福祉避難所整備事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	25年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった、高齢者や障がい者のうち要介護度や障害の程度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。						
対象者等	[福祉避難所指定予定施設]（高齢者の福祉避難所のみ） ・ 各区立特別養護老人ホーム ・ 各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・ 各法人立特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム「千寿苑」						
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を、また、障がい者の福祉避難所として13施設（収容人数約800人）を整備していく。 平成25年度については、各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で、「協定書」を締結した。 平成26年度以降は、訓練等を実施するとともに、避難所運営に関する詳細について検討していく。 また、避難所運営に必要となる、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）について順次配備していく。						
経過	平成24年7月	福祉避難所指定予定施設	施設長会議				
	平成25年3月	荒川区地域防災計画修正					
	平成25年12月	指定管理者との「協定書」締結					
	随時	災害備蓄物品の配備					
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者や障がい者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度 訓練の実施、災害備蓄品の配備						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						13,440	2,262	
決算額（26年度は見込み）						10,205	2,262	
人件費等					3,304	7,069		
減価償却費					1,291	2,873		
【事務分担量】（%）					40	85		
合計（+ +）	0	0	0	0	4,595	20,147	2,262	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	4,595	20,147	2,262	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
収容可能人員						600	600	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	食料品、消耗品	6,640	需用費		0
			備品購入費	災害用備品	3,565	備品購入費	災害用備品	2,262

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	収容可能人員			600	600		

（問題点・課題分析）	福祉避難所の整備においては、指定管理者との連携や災害備蓄品の配備のみならず、避難所運営にかかるマンパワーの確保や防災無線などの連絡体制の整備、ケアプランや見守り名簿の整理など、多くの課題を整理する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
福祉避難所の運営に必要なマンパワーの供給策を民間事業者の協力も視野に入れ、区と指定管理者が連携のもと検討していく。	福祉避難所の運営に必要なマンパワー供給策の取りまとめ。
平成25年度に指定管理者と締結した「協定書」を基に、詳細な役割等について調整していく。	平成26年度に実施する訓練を基に、各福祉避難所指定施設が自主的に訓練を実施できるよう、環境を整備していく。
避難訓練等を実施するとともに、不足する災害備蓄品や運営上の課題点を抽出していく。	各福祉避難所指定施設との連絡体制の構築。防災無線等の設備機器の配備。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会を形成するため、必要不可欠な事業であり、必要性が極めて高い。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-46	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	地域包括ケア多職種協働運営支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	鈴木
				内線	2676		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030202-010302	地域包括ケア多職種協働運営支援事業【介護会計】					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠	介護保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区地域ケア会議設置運営要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-11	福祉の基盤整備				
目的	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、関係者と共通の課題認識を持ち、さまざまな社会資源を活用できる環境づくり、地域を支える仕組みづくり、自立支援型ケアマネジメントの標準化・質の向上を図り、介護予防・重度化防止を目指す。						
対象者等	介護サービス事業所、利用者及びその家族、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）						
内容	<p>1 ケア会議の実施</p> <p>（1）圏域ケア会議の実施 各地域包括支援センターが中心となって圏域ごとに毎月開催する。会議には、地域包括支援センター職員、アドバイザー（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職）、区職員が参加し、個別ケースの課題整理、支援方針や目標の明確化を図ることで、参加職員のOJTを行う。</p> <p>（2）中央ケア会議の実施 区が地域包括支援センターと協働して年4回程度開催する。会議には、区関係部署の職員、地域包括支援センター職員、専門職等がテーマに応じて参加し、圏域ケア会議等において把握した課題等について整理・検討し、他の事業につなげたり、さまざまな社会資源を活用できる環境づくり、地域を支える仕組みづくりを促進する。</p>						
経過	<p>平成24年10月 地域ケア会議（中央会議・圏域会議）開始 検討対象は、軽度者（二次予防事業対象者、要支援者、要介護者1・2）が中心 中央会議・圏域会議いずれもケース検討を実施</p> <p>平成26年4月 地域包括ケア多職種協働運営支援事業を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 圏域会議はケース検討、中央会議は地域課題の整理・検討を実施（予定）</p>						
必要性	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、適切な介護サービスの提供、活用できる社会資源の紹介、地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議の実施・継続は必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 圏域ケア会議の実施については、各地域包括支援センターの業務の一つとして委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額							4,602	1,484	
決算額（26年度は見込み）							780	1,484	
人件費等						9,087	9,149		
減価償却費						3,550	3,718		
【事務分担量】（%）						110	110		
合計（+ +）		0	0	0	0	12,637	13,647	1,484	
特定財源	国	地域支援事業交付金					308	586	
	都	地域支援事業交付金					154	293	
	その他	地域支援事業繰入金等					318	605	
	一般財源		0	0	0	0	12,637	12,867	0
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	地域ケア会議実施数（検討ケース数）						37(176)	69(272)	88(252)
	中央会議実施数（検討ケース数）						11(66)	12(63)	4(-)
	圏域会議実施数（検討ケース数）						26(110)	57(209)	84(252)

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	事業者支援事務費で計上		報償費	アドバイザー報酬（個人）	687	報償費	アドバイザー等謝礼（個人）	1,230
需用費	事業者支援事務費で計上		需用費	飲料代	6	需用費	飲料代	9
			役務費	アドバイザー報酬（法人）	87	役務費	資料郵送料	63
							アドバイザー謝礼（法人）	182

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	地域ケア会議実施回数		37	69	88	88	中央会議と圏域会議の合計実施回数
	圏域会議実施数（検討ケース数）		26（110）	57（209）	84（252）	84（252）	

（問題点・課題 指標分析）	地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう自立支援型のケアマネジメントの質の向上・標準化を目的としているが、介護サービスの適正化に向けた取り組みが強調されており、地域の課題についての検討がなされておらず、社会資源の活用が積極的になされていない。
	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 品川区
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
把握した地域の課題を他の事業に繋げるための仕組づくりと、そのための地域ケア会議運営方法の見直しを図る。	26年度の検討結果を踏まえて、地域の課題解決に向けた事業の実施や他の事業との連携を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議（要旨）	26年6月 地域ケア会議について
-------	------------------